

用務による海外渡航許可申請について（変更）

令和4年6月2日

教授・総括医長各位

*病院に勤務する職員（臨床系教員など）は病院の通知を参照願います

お世話になっております。医歯学系総務課庶務係 平賀です。

用務による海外渡航許可申請書について、添付ファイルのとおり更新しました。

《主なポイント》

- ・令和4年6月1日から、政府の水際対策の変更により、国・地域が「赤」「黄」「青」に区分された。
- ・医学科では「赤」区分の国・地域への渡航を許可しない。
- ・「黄」「青」区分の国・地域ともに帰国日を0日目として、3日間の自宅待機を求める。
- ・感染等により、現地滞在期間が延長となるリスクがある。
業務の調整や日程変更可能な航空券の準備など事前に備えること。
- ・現地での感染による高額な医療費負担リスクに備えて、必ず海外旅行保険に加入すること。

----- 渡航許可申請書の提出先 -----

1. 病院で勤務しない職員（基礎系教員、事務職員など）

- ・添付の申請書により、医歯学系総務課庶務係に申請願います。
- ・帰国後は3日間の自宅待機（特別休暇）となります。
- ・照会先：医歯学系総務課庶務係 025-227-2003

2. 病院で勤務する職員（臨床系教員など）

- ・病院の申請書様式にて、病院総務課職員係に申請願います。
（医学科の様式とは異なりますので、ご注意ください）
- ・医歯学系総務課庶務係への申請は不要です。
- ・帰国後の出勤については、病院のルールに従ってください。
- ・照会先：病院総務課職員係 025-227-2484